

議案第68号

権利の放棄（進学奨励資金返還金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

1 権利放棄の内容

昭和62年9月30日から平成2年1月1日までに貸し付けた進学奨励資金貸付金に
係る未返還額の請求権について権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

貸付金1,056,000円のうち720,200円の未返還額

3 相手方

債務者 米子市 個人

連帯保証人 鳥取市 個人

4 理由

債務者及び連帯保証人ともに、裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成
16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権の回収が不可能であるこ
とから、権利を放棄しようとするものである。